

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	法令の番号	昭和46年法律第107号				
不利益処分の種類	公害防止統括者等の解任命令	根拠条項	第10条				
処分基準	<p>(公害防止統括者等の解任命令)</p> <p>第10条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO